

獣医師免許をお持ちの皆様へ

平成30年12月31日現在の状況を、
お住まいの都道府県に届け出てください。

- ◎ 獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。
- ◎ 平成30年は届出が必要です。
- ◎ 届出様式に必要事項を記入の上、平成31年1月1日から1月31日までに、お住まいの都道府県に提出してください。

※届出様式や記載方法は農林水産省HP
(下記URL)に掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

獣医師 届出

検索



- ◆ 期日までに届出をしなかった場合、免許の取消し又は業務停止を命じられることがあります。
- ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、異動状況等を的確に把握するために利用されています。

※ 結婚等で、本籍地の都道府県、氏名や性別が変更された場合は、変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請が必要です。詳細は、農林水産省HP(下記URL)に掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事班

